

岡崎市監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年8月1日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書 (社会文化部生涯学習課)

令和5年9月26日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第9号関係分

令和6年4月25日まで

監査結果	措置状況
<p>現金出納事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) コイン式複写機の資料複写料収入及び私用電話料収入について、年度末に現金の回収を実施しておらず、翌年度の歳入として処理したと思料される収入があった。</p> <p>なお、本件については前回定例監査においても同様の指摘をしているが改善されていないため、適正な現金出納事務の周知を図り、今後同様の不備がないよう徹底されたい。</p> <p>(2) 図録等売払い収入等について、収納した現金を事務室内の金庫に保管したまま、速やかに指定金融機関に払い込んでいないものがあった。</p>	<p>(1) コイン式複写機の資料複写料収入及び私用電話料収入について、令和5年度末に現金回収を実施した。また、翌年度末の現金回収について、複数の職員のスケジュールに登録し、回収を確実に実施するよう、再発防止措置を講じた。</p> <p>(2) 図録等売払い収入について、令和5年7月1日から、収納事務の私人委託を行っており、原則、翌日（図書館交流プラザ休館日及び金融機関休業日を除く）に、金融機関へ払込みをする運用としている。</p> <p>りぶらジャズオーケストラJr. 岡崎団費収入については、令和6年度から、全て納入通知書により、受講者が金融機関で払い込む方法に変更し、職員による団費（現金）の収納を行わない運用とした。</p>

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>契約事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 1件の予定価格が5万円を超える物品購入について、2者以上の者から見積書を徴取していないものがあった。</p> <p>(2) 2者以上の者からの見積書の徴取が必要であると思料される物品購入を分割して、契約しようとする者のみから見積書により随意契約を行っているものがあった。</p>	<p>5万円を超える物品購入について、2者以上の者から見積書を徴取するよう、是正した。</p> <p>また、定期的に購入する必要がある、カラープリンター用のインクカートリッジについては単価契約により、コンパクトメタルハライドランプについては、必要数をまとめて、オープンカウンタ方式により調達する方法に変更した。</p>